徳島市公告第２１７号

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成３年徳島市規則第５号）第３条及び第５条の規定により公告します。

令和７年９月１９日

徳島市長　遠　藤　彰　良

１ 入札に付する事項

1. 業務名称　キャッシュレスレジ導入業務（以下「本業務」という。）
2. 業務概要　別紙「仕様書」のとおり
3. 契約期間　契約締結日から令和８年３月３１日まで

⑷　履行場所　徳島市幸町２丁目５番地　徳島市役所本庁舎本館１階

２　入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

ただし、４－⑴で示す受付期間に入札参加申請を行わない場合は、本入札に参加することが

できない。

⑴　公告日時点で法人格を有する者

⑵　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４

第１項各号のいずれにも該当しない者又は同条第２項各号のいずれかに該当すると認められ

ない者

⑶　公告の日から入札参加申請期間終了の日までの間において、本市の指名停止措置を受け、

又は指名を回避されている期間のない者

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立て、民事再生法

(平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続き開始の申立て、及び破産法（平成１６年法

律第７５号）に基づき破産手続き開始の申立てをしていない者

⑸　公告の日から入札参加申請期間終了の日までの間において、本市暴力団排除条例に基づく

排除措置を受けていない者

⑹　市区町村税に滞納のない者

⑺　消費税及び地方消費税等に滞納がない者

⑻　本入札に参加する他の業者に、下請け・協力会社等として重複参加していない者

⑼　直近２年間において、本業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする契約を国（公団等を含

む。）又は地方公共団体と締結し、かつ、誠実に業務を履行した者であること。

３　入札参加申請手続き及び様式

　　入札参加申請者は、次の⑴から⑼までに掲げる申請書類を提出しなければならない。

また、申請書類のうち、証明関係書類については、申請日前３か月以内に発行されたものに

限る。

入札参加資格の有無は、次に掲げる申請書類の審査をもって確認を行うので、様式の取り違

え、記載漏れ等が無いように注意すること。

なお、入札参加資格を確認するため申請書類以外に書類の提出を求めることがある。

⑴　入札参加申請書（様式１）

⑵　誓約書（様式２）

⑶　使用印鑑届（様式３）

⑷　印鑑証明書（原本）

⑸　委任状（委任先を設ける場合のみ）（様式４）

⑹　登記事項証明書（写し可）※現在事項全部証明書

⑺　納税証明書（直近２年分）

ア　法人税・消費税及び地方消費税＜その３の３＞の納税証明書（写し可）

イ　法人市民税の納税証明書（写し可）（本市に市区町村税を課せられている者のみ）

ウ　固定資産税の納税証明書（写し可）（本市に固定資産税を課せられている者のみ）

ただし、本市総務部契約監理課の最新の物品等の指名競争入札有資格者名簿（以下「登

録業者名簿」という。）に登載されている者は(3)から(7)までの提出は不要とする。

なお、最新の登録業者名簿に掲載されている者は、本入札においては、本市に届け出て

いる使用印鑑を使用することとし、委任状を提出し、委任先を設けている場合は、委任さ

れた受任者名とその届出印を使用すること。

⑻　実績を証する書類

　⑼　入札参加資格の審査の結果、入札の参加を認められなかった者については、令和７年１０月７日午後５時までに電子メールによりその理由を付して通知する。その他の者については入札の参加資格を得たものとする。

４　入札参加申請受付期間及び提出方法

1. 受付期間　公告日から令和７年９月２６日（金）午後５時まで
2. 提出方法　⑹で示すメールアドレス宛に電子メールで必要な申請書類全ての電子データを

必ず提出すること。なお、データ量が膨大になるなどし、不具合が発生した場合

には、問い合わせを行い、本市の指示に従うこと。

⑶　３-(1)から３-(6)については、(2)で提出した電子データに加えて、必ず原本を提出するこ

と。なお、提出は(6)で示す受付先まで郵送（上記期限必着のこと）若しくは直接持参による

ものとする。

1. 申請書類については(1)で定める受付期間内に限り差し替えすることができる。
2. 申請に係る費用

申請書類の作成及び提出にかかる費用は、すべて申請者の負担とする。

⑹　受付先

〒７７０－８５７１

徳島市幸町２丁目５番地

徳島市役所本館１階　住民課

ＴＥＬ：０８８－６２１－５１４０

メールアドレス：jyumin@city-tokushima.i-tokushima.jp

５　契約条項を示す場所

(1)　公開場所　本市ホームページ

ただし、本市が広く公開することが妥当ではないと判断した資料については、入札参加申

請を行っていない者の閲覧を制限することがある。

なお、ダウンロードする資料は、本入札の参加資格の検討のためだけに使用し、その他の

目的には一切使用しないこと。

1. 公開期間　公告日から令和７年１０月２３日（木）まで

６　仕様書等に対する質疑受付・回答方法

仕様書の内容等に関する質疑がある場合は、電子メールで質問書を提出すること。

また、必ず電話等で到達確認を行うこと。

1. 受付期間　公告日から令和７年９月２６日（金）午後４時まで
2. 回答期間　令和７年９月２２日（月）から令和７年１０月３日（金）まで

⑶　回答方法　本市ホームページ上で公開する。

⑷　回答への再質問及び受付期間終了後の質疑に対する回答は一切行わない。

⑸　疑義、確認等がなかった本業務に関する事項についての解釈は、本市が行う解釈を採用す

る。

⑹　質疑を行わなかった事項について、不明点を理由に異議を申し立てることはできない。

７　入札日時及び場所

1. 入札日時　令和７年１０月２３日（木）午前１０時００分
2. 開札日時　令和７年１０月２３日（木）入札後直ちに行う
3. 入札場所　徳島市役所本館５階　５０１会議室

８　本入札の執行に参加することができない者

⑴　入札参加申請の日から開札執行の日までの間において、本市の指名停止措置を受け、又は

指名回避措置を受けた者

⑵　入札参加申請の日から開札執行の日までの間において、本市暴力団等排除条例に基づく排

除措置を受けた者

⑶　本公告の定める手続きに違反した者

⑷　入札参加に対して社会通念上失格にあたる事由があった者

⑸　その他特別の理由により、市長が入札に参加することが適当でないと定める事項に該当す

る者

９　入札方法

⑴　入札者は、原則として入札執行日時に入札執行場所に出席して行うこと。

郵便による入札は認めない。

⑵　入札者は、本市の指定した入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、入札件名を記載し

た封筒に入れ、所定の時間内に入札箱に投入すること。

⑶　徳島市が定めた予定価格以下で、かつ、最低価格で有効な入札をした者を落札者とする。

なお、最低価格の応募が２者以上ある場合は、当該入札者立会いのもと、くじにより選定

する。当該入札者が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじ引

きを行う。

⑷　入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

⑸　代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

10　入札保証金

⑴　入札金額の１００分の１０以上

⑵　本市契約規則第８条の各号に該当する者は免除する。

なお次のア又はイの条件を満たす者については本市契約規則第８条第２号に基づき免除す

る。

ア　入札日時点で最新の登録業者名簿に登載されている者

イ　本市登録業者名簿に登載されていないが、入札参加資格を有しているとされた者で、契

約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

11　入札の無効

次に示す事項に該当する入札は無効とする。

⑴　徳島市契約規則第１３条に規定する入札

⑵　本市の指定した入札書を用いないでした入札

⑶　申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札

⑷　郵便による入札

⑸　容易に改ざんできる筆記具での入札

⑹　使用印鑑を誤った入札

⑺　代理人が入札する場合に委任状のない入札

⑻　前各号に掲げるもののほか、本公告に定める条件に違反した者の入札

12　落札者（受託事業者）の決定方法

⑴　開札後、予定価格以下で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑵　最低価格の入札者が複数あった場合は、ただちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決

定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて、この入札事務

に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　入札結果については、本市ホームページで公開する。

⑷　開札の結果、落札となる価格の入札がないときは、地方自治法施行令第１６７条の８第４

項の規定により、直ちに再度入札に付するものとする。

⑸　再度入札をするときは、再度入札の執行を宣言し、前回有効な入札の最低入札価格を告げ

るとともに、当該最低入札価格以下の額で入札するよう注意を喚起するものとする。

⑹　再度入札の回数は、２回まで（最初の入札を含めない）とする。

⑺　競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付し落札者がいないときは、地方

自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により、随意契約の協議を行うことができ

る。この場合において、最初入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更するこ

とはできない。

⑻　入札執行日における入札参加者が１者のみである場合には、１回のみの入札とし、⑷に定

める再度入札は行わないこととする。この際、落札となる価格の入札がないときは、⑺に定

める手続きによるものとする。

13　契約に関すること

⑴　契約書作成の要否 要

※契約締結に係る事務経費及び収入印紙等は落札者が負担すること。

⑵　契約保証金 １４に定めるとおり

⑶　落札者は、落札決定の日から起算して１４日以内に契約を締結しなければならない。

⑷　落札者の決定後、契約締結までの間において、本市の指名停止措置又は指名回避措置を受

けた場合には、契約を締結しないこととする。

⑸　落札者の決定後、契約締結までの間において、本市暴力団等排除措置要綱に基づく排除措

置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

14　契約保証金

⑴　契約金額の１００分の１０以上

⑵　本市契約規則第３１条の各号に該当する場合は免除する。

なお、次のア又はイの条件を満たす者については本市契約規則第３１条第８号に基づき免

除する。

ア　契約日時点で最新の登録業者名簿に登載されている者

イ　本市登録業者名簿に登載されていない者で、契約を履行しないこととなるおそれがない

と市長が特に認める者

15　その他

⑴　契約手続において、使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報の照会窓口 ４-(6)に同じ

⑶　入札を辞退する場合は、速やかに文書にて入札辞退届（様式５）を届け出ること。

⑷　提出された書類は返却しない。

⑸　本入札の実施において、その実施に重大な影響が発生すると本市が判断した場合は、公告

スケジュールによらない緊急の情報発信を行うことがある。

これらの変更及び情報発信を行う場合は、その旨を徳島市ホームページで公開するととも

に、入札参加申請者が把握できている場合は、その参加者に対して電子メールにより通知を

行うため、入札参加申請者及び参加を希望する者は徳島市ホームページ及び電子メールにつ

いて、適切に確認を行うこと。